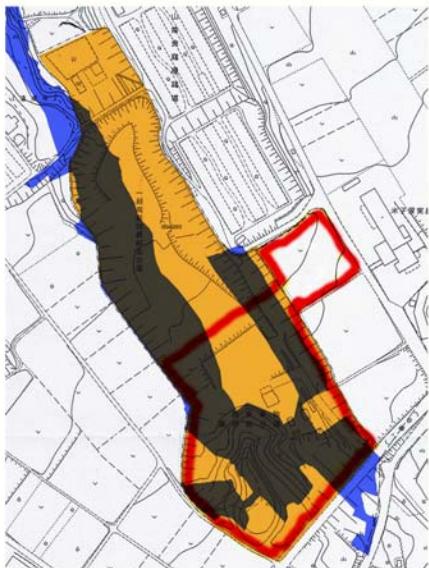


淀江に産廃処分場はいらない！

赤枠内が「産廃処分場計画地」



茶色の部分が、一般廃棄物最終処分場として、環境プラント工業(株)が占有・管理している部分

濃い部分（青、黒）が、米子市有地

作れない！

Q.なぜ、こんなところに米子市の土地があるのですか？

A.もともと淀江町の土地だったものが、合併により米子市の土地になったのです。

Q.なぜ、環境プラント工業(株)は「自分のもの」のように使っているのですか？

A.淀江町時代に、町は、土地改良事業として、環境プラントに一般廃棄物処分場として使用することを許可しているからです。

当時、淀江町は、土地を使わせる条件として右のような「開発協定書」を環境プラントと締結しています。

その中に「目的外には使用しない」という条文があります。

目的は「一般廃棄物処分場として使用」ということですから、それ以外の用途、つまり産業廃棄物処分場としてはこの土地は使えないのです。

このことは、議会での私の質問で、米子市は認めています。

米子市は、この協定を「改定」するとしていますが、この協定書の中に「協定を改定できるのは、不測の事態が起ったときのみ」と限定しています。

米子市は「産廃計画があるから」と言っていますが、これが「不測の事態」に該当するはずがありません。

淀江のこの土地に、産廃処分場を作ることはできないのです

一般廃棄物とは：家庭から出るゴミ

産業廃棄物とは：企業が出すゴミ

議会での質問の動画は、HPで見ることができます。

土光ひとし

<http://dokohitoshi.mimoza.jp>